

第 1 編

第1編 総 則

第1章 計画の基本

市は、市民の生命・身体及び財産を武力攻撃災害等から保護する責務に鑑み、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の国民保護に関する計画の目的等について定める。

第1節 目 的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号 以下「国民保護法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号 以下「事態対処法」という。）の規定に基づき、武力攻撃事態等において、市民の協力を得つつ、他の関係機関等との連携協力を含み総合的に定め、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にするとともに、市の安寧を確保し、秩序を維持することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

この計画は、国民保護法及び事態対処法に基づき、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難、救援などに関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、国の「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び「茨城県国民保護計画」に準拠して、平素からの備え、武力攻撃事態等への対処、復旧等、緊急対処事態への対処の実施を目的とする計画として位置付ける。

第3節 計画に定める事項

本計画においては、以下の事項について定める。

- 1 当該地域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練、物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

第4節 市地域防災計画との関係

本計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難市民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めているが、この計画に明記されていない事項については、「守谷市地域防災計画」の例によるものとする。

第5節 計画の見直し・変更手続き

1 見直し

本計画においては、今後、国における国民保護に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、守谷市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 変更手続き

本計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、法令に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要さない。

第6節 用語の定義

用 語	定 義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた計画
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素など
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
生物剤	ヒト及び動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルス等の微生物及び細菌、真菌、動植物が作り出す毒素で、天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス毒素など
化学剤	化学兵器として使用できる有毒な化学物質で、サリン、マスタード類、ヒ素など
爆発物	以下のいずれかに当てはまる物質 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスや熱を急激な勢いで放出するといった爆発物として機能するように作られた物質又は個体（装置を含む。） ・爆発物として機能するように作られていなくても、内部の化学反応によって爆発物と同じように機能することができる物質や個体（装置を含む。）で他のカテゴリーに分類されないもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独

	立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
市民	守谷市に居住又は通勤、通学する人、商用、外国人、観光等で一時的に市内に滞在した人全てを示す。また、何らかの事態が発生し他市町村から避難してきた人々も含むものとする。
消防	常総広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷消防署の署員並びに守谷市消防団の団員を示す。
警察	茨城県警察本部及び取手警察署の署員を示す。

第2章 基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令に基づき、基本指針及び県国民保護計画に準拠し、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第1節 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。国民保護措置の実施に当たり、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

第2節 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するように努める。

第3節 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

第4節 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5節 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、以下に挙げる必要な協力をするように努めるものとする。

第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に留意することとする。

第7節 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

第8節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第9節 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定されている基本的人権の保障は、その権利の性質上、外国人に適用可能なものは適用されるべきであると解釈されている。すなわち、国民保護法においても、原則として外国人にも日本人と同様に保障の対象となり、武力攻撃災害から保護すべきことに配慮する。

第3章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地理的特徴

第1 位置、地勢及び地質

1 位置

市は、茨城県の南西端（東経139度58分32秒，北緯35度57分05秒）に位置し、東京都心から40km圏内にあり、東は取手市，西は常総市，北はつくばみらい市に接し，南は利根川を挟んで千葉県野田市，柏市に相對した，東西7.5km，南北7.2km，面積35.71km²の市である。

2 地勢

市は、利根川を挟み茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地である「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の東先端部に位置し、江戸時代に行われた利根川東遷工事及び鬼怒川開削工事により、3方向を利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた島状の地勢となっており、平均海拔はおおむね20mである。台地面は樹枝状の谷の分布が著しく、複雑な地形面を形成している。また、市内全域で宅地開発が進められている。

3 地質

台地は洪積世の堆積物により構成されるが、台地表面は関東ローム層で覆われている。利根川、鬼怒川等の河川沿いや樹枝状に発達する谷沿いの低地には、河川によりもたらされる土砂や浸食二次堆積土が分布している。

第2節 社会的特徴

第1 概要

市の社会環境は、昭和30年3月市の前身となる守谷町が誕生。昭和41年、首都圏近郊整備地帯の指定を受け、住宅公団や民間による大型宅地開発が計画された。昭和50年代には、常磐自動車道が開通、都心直結の道路網や都市基盤整備が進み、昭和60年代に工業団地を含めた新たな区画整理事業が着手され、都市化が急速に進み、人口増加に伴い、平成14年2月に市制施行された。

また、平成17年につくばエクスプレスが開通し、東京都心40km圏内という立地条件もあり、居住環境の変化、地域経済の変化など、守谷の発展に拍車をかけている。

第2 人口動態

市では、昭和後期の南北両団地及びみずき野団地の入居開始、さらには平成17年のつくばエクスプレスの開通に伴う分譲マンションの集中的な供給増加もあり、これまで人口増加基調が続いており、おおよそ40年間に4倍以上に増加し、そして少しではあるが増加傾向が続き、その後、減少傾向に転じることが予想されている。また、将来的には、市においても深刻な少子高齢化社会に突入することになる。

第4章 市国民保護計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態

類型	特徴	留意点	
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域等が広範囲かつ長期間 侵攻の兆候が有るため予測時期に住民の避難行動可能 沿岸部が当初の目標 	<ul style="list-style-type: none"> 事前準備可能 戦闘予想地域からの先行避難 広域避難が必要 	
ゲリラや特殊部隊等による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 少人数で行われる 事前に予測困難、突発的な被害の可能性あり 攻撃目標は都市部重要施設、原子力事業所等 ダーティーボム(※)使用可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全措置を行いつつ避難を実施 	
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標の特定は極めて困難 極めて短時間で着弾 弾頭の種類は、着弾前特定困難 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な情報伝達と適切な対応で被害極限化が重要 堅牢な屋内・地下への避難及び消火活動が中心となる。 	
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 兆候察知が比較的容易だが対応時間は少ない 攻撃目標特定困難 攻撃は繰り返し行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃目標地を限定せず、屋内への避難等の避難措置広範囲に指示する。 生活関連施設の安全確保、災害の発生拡大防止措置の実施 	
N B	核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> 当初、核爆発による熱線、爆風及び初期各放射線による被害 その後放射性降下物及び中性子誘導放射能によって残留放射線による被害 	<ul style="list-style-type: none"> 被害は広くなる。 避難には、風下を避け外部・内部被ばくを抑制し安定ヨウ素剤の服用 汚染地域の立入り制限 避難誘導、医療要員等の被ばく管理の適切な対応

C 攻 撃	生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症までに潜伏期間あり ・ 判明した時は被害拡大 ・ 感染経路によって様々 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県等と連携し、病原に応じた医療活動、蔓延防止を実施
	化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形・気象の影響を受けて、風下方向に拡散する ・ サリン等の神経剤は、空気より重く下を這うように広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、関係機関等と連携して対処 ・ 住民を川上の高台に誘導 ・ 汚染者については可能な限り除染する。 ・ 汚染地域の除染

※ダーティーボムとは、爆薬と放射性物質が組み合わされたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発と放射能による被害の両方をもたらす。テロで使用される可能性がある。

第2節 緊急処理事態

分 類		事 態 例	被 害 概 要
攻 撃 対 象 施 設 等 に よ る 分 類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる場合	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺市民が被ばく ・ 汚染された飲料物を摂取した市民が被ばくする。
		石油コンビナート, 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生
		危険物積載船が攻撃を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の拡散による沿岸市民への被害が発生するとともに、港湾及び航路が塞がれて、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生
		ダム破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設, 大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設, ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大
攻 撃 手 段 に よ る 分 類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合	ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱や炎による被害等 ・ ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能が影響を受けると、後に癌発症の可能性有 ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様

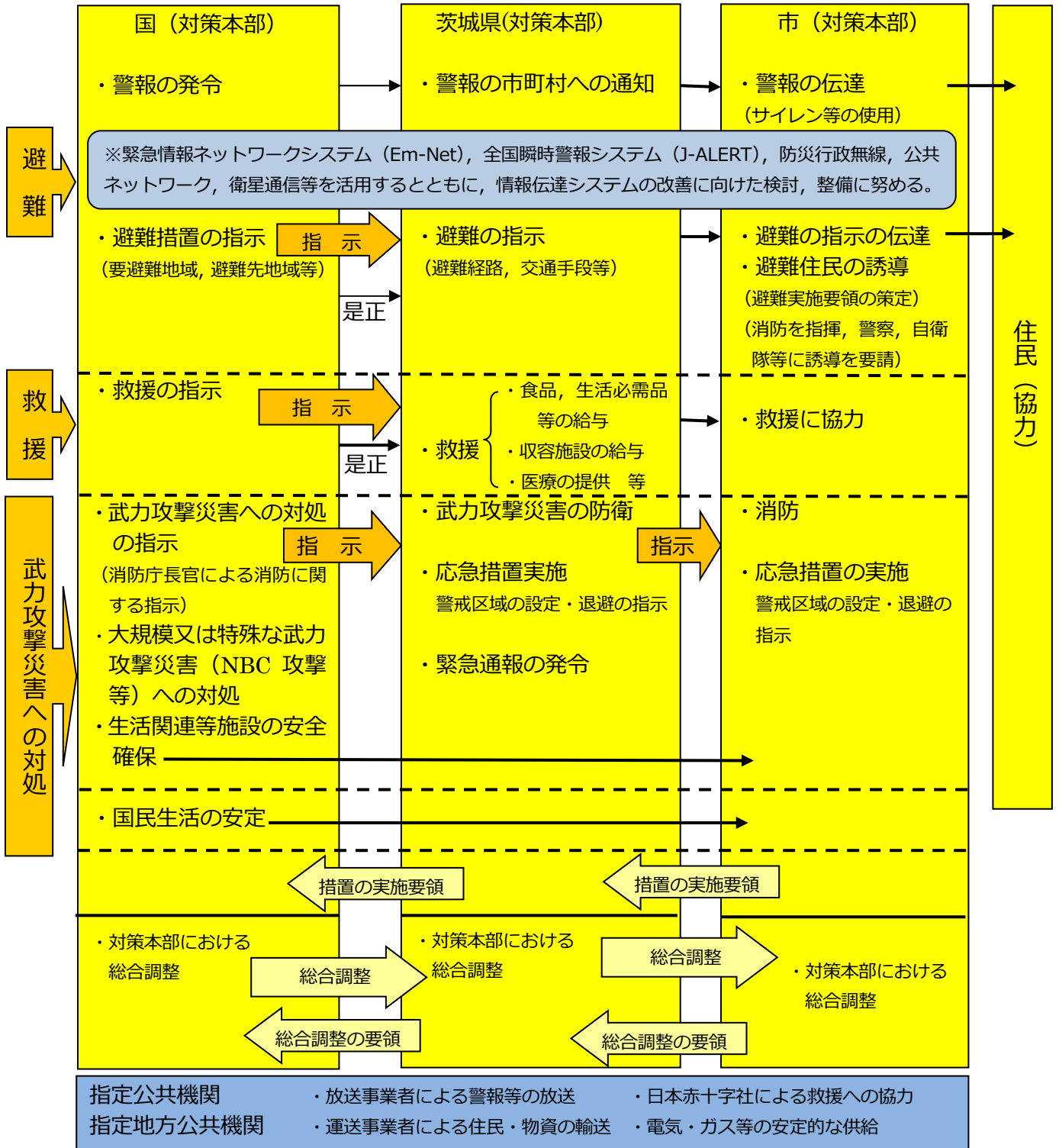
第1編 総 則

			・毒素の特徴については，化学兵器の特徴と同様
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入	・化学剤の特徴については，化学兵器の特徴と同様
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空攻撃等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり，施設の規模によって被害の大きさは変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合，周辺への被害の可能性有
		弾道ミサイル等の飛来	・爆発，火災等の発生により市民に被害が発生 ・建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が発生

第5章 関係機関の処理する事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の事務又は業務を処理する。

また、以下に、国民保護措置のイメージを示す。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第1編 総 則

第1節 市が処理する事務，業務

- 1 守谷市国民保護計画の作成
- 2 守谷市国民保護協議会の設置，運営
- 3 守谷市国民保護対策本部等の設置，運営
- 4 組織の整備，運営
- 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難市民の誘導，関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施又は支援，安否情報の収集及び提供その他の避難者等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 市の管理する道路，河川及びそれらに関連する施設の安全確保並びに復旧
- 9 水の安定的な供給その他市民生活の安定に関する措置の実施
- 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2節 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務，業務

1 消防本部

- (1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (2) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること。
- (3) 人命の救出，救助及び応急救護に関すること。
- (4) 消防，水防その他の応急措置に関すること。
- (5) 救助，救急及び国民保護措置に係る情報の共有・伝達に関すること。
- (6) 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

第3節 常総衛生組合が処理する事務，業務

- 1 し尿処理施設の整備，保全に関すること。
- 2 武力攻撃災害時におけるし尿処理等の確保に関すること。
- 3 し尿処理等施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第4節 茨城県が処理する事務，業務

1 茨城県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置，運営
- (3) 県国民保護対策本部等の設置，運営
- (4) 組織の整備，訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 市民に対する避難の指示，避難者の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置，その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 県の管理する道路，河川及びそれらに関連する施設の安全確保並びに復旧
- (10) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活安定に関する措置の

実施

- (1 1) 交通規制の実施
- (1 2) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 茨城県県南県民センター

- (1) 国民保護措置に関する情報の収集伝達・共有の実施
- (2) 市町村が実施する被災者の救助の応援及び調整の実施

3 茨城県取手警察署

- (1) 国民保護措置に関する情報の共有及び収集伝達の実施
- (2) 避難の指示，誘導の実施
- (3) 緊急輸送車両の確認
- (4) 交通規制の実施
- (5) 行方不明者の調査及び遺体の検視（検分）の実施
- (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持
- (7) 武力攻撃災害時の警備活動のための通信確保

4 茨城県竜ヶ崎保健所

- (1) 医療救援及び助産活動の実施
- (2) 防疫，保健衛生の実施
- (3) 毒物，劇物に関する業務等

5 茨城県竜ヶ崎工事事務所

- (1) 河川の保全の実施
- (2) 県道及び県道橋梁の保全の実施
- (3) 河川及び県道，国道 294 号における障害物の除去の実施

第5節 指定地方行政機関が処理する事務，業務

1 関東管区警察局

- (1) 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (4) 警察通信の確保及び統制

2 東京防衛施設局（水戸防衛施設事務所）

所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

3 関東総合通信局

- (1) 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
- (2) 電波の監督管理，監視並びに無線施設の設置及び使用の規律維持
- (3) 非常事態における重要通信の確保
- (4) 非常通信協議会の育成及び指導

4 関東財務局

- (1) 地方公共団体に対する災害融資
- (2) 金融機関に対する緊急措置の指示

- (3) 普通財産の無償貸付
- (4) 被害施設の復旧事業費の査定の立会

5 横浜税関

輸入物資の通関手続き

6 関東信越厚生局

救援等に係る情報の収集及び提供

7 茨城労働局

被災者の雇用対策

8 関東農政局（茨城県拠点）

- (1) 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
- (2) 農業関連施設の応急復旧

9 関東森林管理局（茨城森林管理署）

武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給

10 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など救援物資の円滑な供給の確保
- (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 被災中小企業の振興

11 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

12 関東地方整備局（利根川上流河川事務所，下館河川事務所）

- (1) 必要な教育及び訓練
- (2) 公共施設等の整備
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
- (4) 武力攻撃災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- (6) 武力攻撃災害時における復旧資材の確保
- (7) 護力攻撃災害時における応急工事等
- (8) 武力攻撃災害復旧工事の施工
- (9) 河川、道路等社会資本の応急復旧
- (10) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

13 関東運輸局

- (1) 自動車運送業者に対する運送の協力要請
- (2) 自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保
- (3) 応急海上輸送の輸送力確保

14 東京航空局

- (1) 航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置

第1編 総則

- (2) 遭難航空機の搜索及び救助
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

15 東京管区気象台（水戸気象台）

- (1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表
- (2) 気象，地象（地震にあつては地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻，突風等に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報
- (4) 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- (5) 県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- (6) 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動

第6節 自衛隊が処理する事務，業務

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

第7節 指定公共機関が処理する事務，業務

1 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
- (3) 金融機関の業務運営の確保
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施
- (5) 上記各業務に係る広報の実施

2 日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 武力攻撃災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- (2) 武力攻撃災害時における血液製剤の確保及び供給
- (3) 救助の協力及び団体，個人による救護活動の連絡調整
- (4) 外国人の安否情報の収集，整理及び回答

3 放送事業者

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送

4 東日本旅客鉄道株式会社

- (1) 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- (2) 鉄道，軌道関係被害調査及び復旧

5 トラック事業者

緊急物資の運送確保

6 東日本高速道路株式会社（関東支社）

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事

の実施

7 東日本電信電話株式会社茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 災害時における緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

8 郵便事業を営む者

郵便の確保

9 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 武力攻撃事態等における電力供給
- (2) 被災電力施設の応急対策及び災害復旧

10 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

11 株式会社NTTドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

12 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

13 楽天モバイル

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

第8節 指定地方公共機関が処理する事務，業務

1 茨城県土地改良事業団体連合会（守谷土地改良区，高野土地改良区，大野土地改良区，菅生沼土地改良区）

農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

2 一般社団法人茨城県医師会・公益社団法人取手市医師会

- (1) 武力攻撃災害時における応急医療活動及び助産活動
- (2) 市と医療機関との連絡調整

3 関東鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備，保全
- (2) 武力攻撃災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力

4 一般社団法人茨城県トラック協会

武力攻撃事態等における避難者、救助物資その他の輸送の協力

5 東部ガス株式会社

- (1) ガス施設の保全
- (2) 武力攻撃災害時におけるガスの供給
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策及び災害復旧

6 東日本ガス株式会社

- (1) ガス施設の保全
- (2) 武力攻撃災害時におけるガスの供給
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策及び災害復旧

7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業者の緊急出動態勢の確立
- (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視
- (3) 高圧ガスの供給
- (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力

8 株式会社茨城新聞社

- (1) 市民に対する国民保護知識の普及と警報等の周知
- (2) 市民に対する武力攻撃事態応急対策等の周知
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力

9 株式会社茨城放送

- (1) 市民に対する国民保護知識の普及と警報等の周知
- (2) 市民に対する応急対策等の周知
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力

10 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

武力攻撃災害時におけるボランティア団体の支援

11 首都圏新都市鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備，保全
- (2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力

第9節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務

1 社会福祉法人守谷市社会福祉協議会

武力攻撃災害時におけるボランティア団体の支援

2 茨城みなみ農業協同組合

- (1) 農作物の被害調査に関すること。
- (2) 主要食糧の需給に関すること。
- (3) 武力攻撃災害時の種子の確保に関すること。

3 守谷市商工会

- (1) 工場, 商店の被害調査に関する事。
- (2) 生活必需品の調達, 供給に関する事。

4 守谷市災害対策協力会

- (1) 路上障害物の除去, 倒壊家屋・建物の撤去等の協力に関する事。
- (2) その他建設活動の協力に関する事。

5 自主防災組織

- (1) 初期消火, 避難誘導, 救出救護の協力に関する事。
- (2) 被災者に対する炊き出し, 救援物資の配分等の協力に関する事。
- (3) 被害状況調査等災害対策の協力に関する事。